

令和3年12月14日・15日

# 総務委員会資料

## 【条例案】

- 第139号議案  
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例 … 1頁

## 【報告事項】

- 交通事故防止対策の推進状況について … 3頁

島根県警察本部

総務委員会資料 (第139号議案)	警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	令和3年12月14日・15日 島根県警察本部
----------------------	-----------------------	---------------------------

## 1 改正理由

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行(令和4年3月15日)に伴い、所要の改正を行う必要があるもの

## 2 改正概要

### (1) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の概要

#### ア クロスボウの所持の禁止

人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウについて、所持禁止の対象とする。

#### イ 所持許可制の導入

一定の用途(標的射撃、動物麻酔等)に供するため規制対象のクロスボウを所持しようとする者は、所持するクロスボウごとに、島根県公安委員会の許可を受けなければならない。

### (2) 警察に関する手数料条例改正概要

#### ア クロスボウの所持の許可に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
クロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する許可	
(ア) 1件のみ	6,800円
(イ) 2件目以降	4,300円
新たにクロスボウの所持の許可を受けようとする者に対する許可	
(ア) 1件のみ	10,500円
(イ) 2件目以降	6,700円

#### イ クロスボウの取扱いに関する講習会の受講に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
経験者講習	3,000円
初心者講習	6,900円

#### ウ 国際競技に参加するために入国する外国人のクロスボウの所持の許可に

係る手数料の新設

区 分	手数料の額
(ア) 1 件のみ	3,900円
(イ) 2 件以降	1,800円

エ クロスボウの所持の許可の更新に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
新たな許可証の交付を伴う場合	
(ア) 1 件のみ	7,200円
(イ) 2 件以降	4,800円
新たな許可証の交付を伴わない場合	
(ア) 1 件のみ	6,800円
(イ) 2 件以降	4,400円

オ 射撃練習を行う資格の認定に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
(ア) 1 件のみ	9,300円
(イ) 2 件以降	5,600円

3 施行日

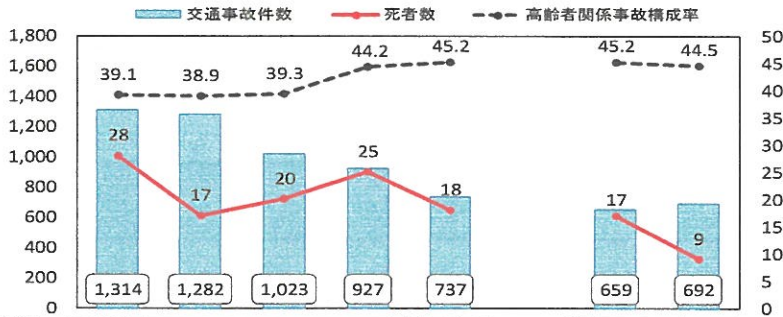
令和4年3月15日



【クロスボウの写真】

1 交通情勢

発生件数・死者数・高齢者関係事故構成率の推移



	H28	H29	H30	R元	R2
交通事故件数	1,314	1,282	1,023	927	737
高齢者関係事故件数	514	499	402	410	333
構成率	39.1	38.9	39.3	44.2	45.2
死者数	28	17	20	25	18
うち高齢者	18	11	12	18	14
負傷者数	1,537	1,485	1,212	1,058	832

	R2.11	R3.11
交通事故件数	659	692
高齢者関係事故件数	298	308
構成率	45.2	44.5
死者数	17	9
うち高齢者	14	3
負傷者数	744	771

交通死亡事故の特徴

- 【近年(H28~R2)】
  - 高齢者死者の構成率は68%
  - 夜間の構成率は44%
- 【本年(11月末)】
  - 昨年と比較し死者数は減少しているが、発生件数・負傷者数は微増
  - 高齢者死者の構成率は33%と例年と比べ低い、高齢者が関係する事故は44%

2 交通事故防止対策の推進状況

(1) 交通安全教育・広報啓発活動の推進

- ア 「キラリ推進隊」の委嘱拡充や反射材着用に向けた広報啓発
- イ 飲酒運転根絶に向けた取組



【キラリ推進隊活動状況】

(2) 悪質危険運転者に対する取締りと反則金納付のデジタル化

- ア 妨害運転の検挙
- イ 反則金の納付方法の拡大



【飲酒運転根絶ポスター・ステッカー】

(3) 安全で円滑な交通環境の整備

- ア 千葉県八街市の事故を踏まえた関係機関合同点検を通じた通学路の安全対策
- イ スムーズ横断歩道試行設置等による歩行者の安全対策



【スムーズ横断歩道】